

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる富山県対策指針（令和2年5月14日策定）

1 区域

富山県全域

2 開始時期

5月15日からStage 2の措置を実施

3 Stage 2実施する措置の内容

（1）外出の自粛

- ・ 曜日を問わず、夜間の不要不急の外出は控えていただきたい。
- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛いただきたい。
- ・ カラオケ・ライブハウス、バー・ナイトクラブなどの繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りは厳に自粛していただきたい。
- ・ 外出する場合には、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保（特に、マスクを着用しない場合は、できるだけ2m（最低1m）空ける。）など基本的な感染防止対策を継続するなど、感染拡大を予防する新しい生活様式を徹底していただきたい。

（2）催物（イベント等）の開催制限

- ・ クラスタが発生するおそれがある催物（イベント等）や「3つの密」のある集まりについては、開催を自粛いただきたい。
- ・ 感染防止対策を講じた上での比較的少人数（参加する人数が最大でも50名程度）のイベント等については、以下の条件を満たすこととし、リスクの態様に応じて適切に対応いただきたい。
 - ① 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2m（最低1m）を目安に）
 - ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
 - ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

（3）施設の使用停止の要請等（別紙参照）

- ・ 他の都道府県においてクラスタが発生し、特に感染リスクが大きいと考えられる施設については、その施設管理者等に対し、特措法によらず休業など適切な対応について協力を依頼する。（別紙1参照）
- ・ 上記以外の施設は、「入場者の制限や誘導」、「手指の消毒設備の設置」、「マスクの着用」等を含め、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどの基本的な感染防止対策を施したうえで、休業要請の対象外とする。（別紙2参照）（酒類の提供については、夜9時までとすることを依頼する。）
- ・ 特定の施設等において、人が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等、適切に対応していただきたい。

(4) 職場への出勤等

- 各企業等においては、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、時差出勤、テレビ会議の活用などに加えて、職場においては、感染防止のための取組み（手洗い、手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や、「3つの密」を避ける行動を徹底していただきたい。
- 人が密集しやすいスーパー・ショッピングセンターなどの店舗や職場などにおいて、人と人との距離を開け、接触機会を減らす配慮を最大限講じていただきたい。

(5) 医療機関及び社会福祉施設等における留意事項

- 医療機関及び社会福祉施設等の設置者においては、施設内感染を徹底的に防止するため、以下の事項に留意していただきたい。
 - ① 従事者等が感染源とならないよう、「3つの密」が生じる場を徹底的に避ける
 - ② 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する
 - ③ 手洗い・手指消毒を徹底する
 - ④ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する
 - ⑤ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ
 - ⑥ 日々の体調を把握して、少しでも調子が悪ければ自宅待機する

(6) その他の協力要請

- 新型コロナウイルス感染症問題に起因するストレスなどが高まらないよう、心身の健康に留意するとともに、問題がある場合には、心の健康センター等に相談していただきたい。
- 出所不明な不確かな情報などに惑わされることなく、国や県、各市町村が報道機関やSNSなどを通して発出する正しい情報を基本として、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを旨として、冷静に対応していただきたい。
- 患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また、風評被害を受けることのないように温かく見守り応援していただきたい。

別紙1 特措法によらず休業など適切な対応について協力を依頼する施設

※網掛け部分はStage2における協力依頼の対象外

施設の種類	施設	要請の内容	
遊興施設等 10施設、805事業者	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	デリヘル		
	カラオケボックス		
	ライブハウス		
	アダルトショップ		基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする
	インターネットカフェ		
	漫画喫茶		
文教施設	幼稚園	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
大学・学習塾等 【床面積の合計が1,000㎡超】	大学	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする	
	専門学校		
	高等専修学校		
	専修学校・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
	生け花・茶道・書道・絵画教室		
	そろばん教室		
	バレエ教室		
	体操教室		
運動施設	体育館	できるだけ2m(最低1m)の間隔を維持するなどの感染防止対策を徹底したうえで、対象外とする	
	屋内・屋外水泳場		
	ボーリング場		
	スケート場		
	スポーツクラブ		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	野球場		
	テニス場		
	柔剣道場		
	弓道場		
遊技施設	マージャン店	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする	
	パチンコ店		
	ゲームセンター		
	テーマパーク		
	遊園地		

劇場等	劇場	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会・展示施設	集会場	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館 【床面積の合計が1,000㎡超のもの】	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設 【床面積の合計が1,000㎡超】	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	基本的な感染防止対策を施したうえで、対象外とする
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
	美術品販売	
	展望室	

※対象外施設：83施設、3,255事業者

感染拡大予防チェックリスト（事業者及び関係団体向け）

1 リスク評価とリスクに応じた対応

- 提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討している。
- 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定している。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）には特に注意している。
- 換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを把握している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）
()

2 各業種に共通する留意点

- 感染防止のための入場者を整理している（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む。）。
- 入口及び施設内の手指の消毒設備を設置している。
- マスクを着用している（従業員及び入場者に対する周知）。
- 対人距離を確保している（できるだけ2m（最低1m）を目安）。
- 施設を換気している（2つの窓を同時に開けるなど）。
- 施設を消毒している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）
()

3 症状のある方の入場制限（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけている。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限している。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）
()

4 感染対策の例（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にしている。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒している。

- 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図っている。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽している。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。
- 手洗いや手指消毒の徹底を図っている。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

（ ）

※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行うこと（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とすること。）。

※パチンコ店においては遊戯台を1台置きに稼働するなど、「3つの密」を徹底的に避ける感染防止対策を行うこと。

5 トイレ（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行っている。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

（ ）

6 休憩スペース（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。
- 休憩スペースは、常時換気することに努めている。
- 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒している。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをしている。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

（ ）

7 ゴミの廃棄（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛っている。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用している。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗っている。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）

（ ）

8 清掃・消毒（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃している。
- その他（独自に実施している感染拡大予防策がある場合はその予防策を記載）
（）
※通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒すること。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- 9 その他（業種ごとの必要に応じてチェックしてください。）
- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討している。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしている。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化する。

※このチェックリストを参考に、各業界団体においてガイドラインを作成のうえ、店頭への掲示・HPへ掲載するなどにより、利用者へ感染防止対策を実施していることを周知してください。